

平成24年度弁理士試験
短答式筆記試験問題集

〔1〕地域団体商標に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。
ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (イ) 地域の名称のみからなる商標又は地域の名称と図形を組み合わせる商標は、地域団体商標として登録を受けることができない。
- (ロ) 他人の地域団体商標の商標登録出願前から、その地域団体商標と同一又は類似の商標を同一又は類似の商品又は役務について不正競争の目的でなく使用している者は、その商標が周知となっていなくても、その商標を使用する権利（先使用权）を有する。
- (ハ) 地域団体商標制度は、商標登録の要件を緩和する制度であるから、商品の品質又は役務の質の誤認を生ずるおそれがある地域団体商標登録出願であっても、登録を受けることができる。
- (ニ) 地域団体商標に係る商標権を有する組合等の構成員（地域団体構成員）は、相続等の一般承継による場合を含めて当該地域団体商標に係る登録商標の使用をする権利を移転することができない。
- (ホ) 地域団体商標の登録がその設定登録時に商標法第7条の2第1項に規定する周知性の要件を満たしていなかった場合、そのことを理由とする商標登録についての無効の審判は、商標権の設定の登録の日から5年を経過し、かつ、当該審判の請求時点において周知性を獲得するに至っている場合には、請求することができない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔2〕特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面についての補正に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

ただし、特に文中に示した場合を除いて、特許出願は、外国語書面及び外国語要約書面を願書に添付した特許出願（外国語書面出願）、特許法の規定により特許出願とみなされた国際出願、特許出願の分割に係る新たな特許出願、出願の変更に係る特許出願、又は実用新案登録に基づく特許出願ではないものとする。

また、以下において、「最後の拒絶理由通知」とは、特許法第17条の2第1項第3号に規定する「最後に受けた拒絶理由通知」をいうものとする。

- 1 補正をするときは、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならないが、これに違反した補正であっても、その補正が却下されない場合がある。
- 2 特許出願の分割に係る新たな特許出願について補正をした場合、もとの特許出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内においてしたものであっても、その補正が特許法第17条の2第3項の要件（いわゆる新規事項の追加の禁止）を満たしていないとして拒絶の理由が通知されることがある。
- 3 最後の拒絶理由通知において指定された期間内にした特許請求の範囲の減縮を目的とする補正について、補正前の請求項に記載された発明と補正後の当該請求項に記載された発明の解決しようとする課題が同一でないことが特許権の設定の登録後に認められたときでも、そのことを理由として特許が無効とされることはない。
- 4 外国語書面出願に関し、最後の拒絶理由通知において指定された期間内に特許請求の範囲について補正をする場合、その補正が、誤訳の訂正を目的とするものであるときは、当該拒絶理由通知に係る拒絶の理由に示す事項についてするものに限られないが、誤記の訂正を目的とするものであるときは、当該拒絶理由通知に係る拒絶の理由に示す事項についてするものに限られる。
- 5 出願公開後、拒絶理由通知を受ける前に、特許出願人が特許法第17条の2第1項の規定による補正をした場合、その補正は特許公報によって公表される。

〔3〕意匠権及び実施権に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

ただし、特に本文中に示した場合を除き、意匠登録出願は、いかなる優先権の主張も伴わず、分割又は変更に係るものでも、補正後の新出願でもないものとし、かつ名義人の変更もないものとする。

- (イ) 意匠権者**甲**が**乙**に対して提起した意匠権の侵害に係る訴訟において、**乙**は、当該登録意匠に係る意匠登録出願が、二以上の意匠を包含するものであるため、当該意匠登録が意匠登録無効審判により無効にされるべきものと認められるとの主張をすることができる。
- (ロ) 本意匠**イ**及びその関連意匠**ロ**の意匠権者**甲**は、**イ**の意匠権についての通常実施権を**乙**に、**ロ**の意匠権についての通常実施権を**丙**に、それぞれ許諾することができる。
- (ハ) **甲**の意匠権が、その意匠登録出願の日前の出願に係る**乙**の商標権と抵触する場合、**甲**が、自己の登録意匠の実施をするため、**乙**に対し商標権についての通常使用権の許諾について協議を求めることができる。
- (ニ) **甲**の登録意匠**イ**に係る意匠権について、**甲**が専用実施権を設定している場合、その設定行為で定めた範囲内について、**甲**は、業として**イ**及びこれに類似する意匠の実施をすることができず、かつ、当該意匠権を侵害している者に対し、差止請求権を行使することができない。ただし、**イ**は秘密意匠ではない。
- (ホ) **甲**の特許権**A**と**乙**の意匠権**B**が同日の出願であって、特許権**A**が意匠権**B**と抵触する場合、特許権**A**の存続期間が満了したときは、**甲**は、特許権**A**の範囲内において、意匠権**B**について通常実施権を有する。

1 1つ

2 2つ

3 3つ

4 4つ

5 5つ

〔４〕知的所有権の貿易関連の側面に関する協定における商標の保護に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 標識自体によっては関連する商品又はサービスを識別することができない場合には、加盟国は、使用によって獲得された識別性を商標の登録要件とすることができる。
- 2 加盟国は、標識を視覚によって認識することができることを商標の登録の条件として要求することができない。
- 3 加盟国は、使用を商標の登録要件とすることができる。ただし、商標の実際の使用を登録出願の条件としてはならない。
- 4 商標の登録出願は、意図された使用が出願日から３年の期間が満了する前に行われなかったことのみを理由として拒絶されてはならない。
- 5 他の者による商標の使用が商標権者の管理の下にある場合には、当該使用は、登録を維持するための商標の使用として認められる。

〔5〕特許権の侵害に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 特許権者が譲渡した当該特許発明に係る特許製品につき加工や部材の交換がされても、特許権者は、特許権の消尽により、その特許製品について当該特許権を行使することが常に許されない。
- (ロ) 発明の実施行為の1つとして輸出をする行為が規定されているのは、特許法において属地主義の原則の例外が認められたことによるものである。
- (ハ) 特許が物の発明についてされている場合において、その物を業としての使用のために所持する行為は、当該特許権を侵害するものとみなされる。
- (ニ) 特許法第101条の規定により特許権を侵害するものとみなされる行為を行った者に対して科される法定刑の上限は、特許権を侵害した者に科される法定刑の上限と同じである。
- (ホ) 日本に特許権を有する特許権者**甲**が、譲受人**乙**との間で当該特許発明に係る特許製品の販売先から日本を除外する旨を合意した上で、国外において当該製品を譲渡した場合、譲受人**乙**の販売した当該製品を国外で購入した第三者**丙**が、当該製品を業として日本に輸入しようとしたとき、**甲**は、常にその輸入行為を差し止めることができる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔6〕不正競争防止法に関し、次のうち、最も不適切なものは、どれか。

- 1 家電メーカー**甲**社は、自社の販売するエアコンの節電機能が競合メーカー**乙**社の販売するエアコンよりも優れていることを示すために、**乙**社のエアコンの商標を明示して**乙**社製エアコンと自社製エアコンの客観的機能を比較する表を付した雑誌広告を行った。**甲**社の行為は不正競争となる。
- 2 医薬品メーカー**甲**社は、競合メーカー**乙**社が**甲**社の特許権を侵害する医薬品を販売しているとして、**乙**社に対して侵害を中止するよう求める警告状を送付した。警告後、侵害訴訟で**甲**社の敗訴が確定した場合であっても、**甲**社の警告状送付行為は不正競争とならない。
- 3 **甲**は、ドメイン名登録機関に**乙**によって登録されているドメイン名**A**が、最近話題となっている**丙**社のサプリメントの商品表示**A'**と類似であることを知り、**丙**社に転売して多額の利益を得る目的で、**乙**からドメイン名**A**を譲り受けた。**甲**の行為は不正競争となる。
- 4 精米会社**甲**社は、自社の販売する米の品質を誤認させる虚偽の表示をした。**甲**社の行為は、たとえ**甲**社に不正の目的がなくとも、刑事罰の対象となる。
- 5 衣料品メーカー**甲**社が、外国の国旗を当該国の許諾なく自社の衣料品に商標として付して販売する行為は、刑事罰の対象となる。

〔7〕国内優先権に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

ただし、特許出願**A**及び特許出願**B**は、**甲**によってされるものであり、かつ、特許出願**A**の出願日から1年以内に特許出願**B**がされるものとする。

また、特に文中に示した場合を除いて、特許出願は、外国語書面及び外国語要約書面を願書に添付した特許出願（外国語書面出願）、特許法の規定により特許出願とみなされた国際出願（国際特許出願）、特許出願の分割に係る新たな特許出願、出願の変更に係る特許出願、又は実用新案登録に基づく特許出願ではなく、放棄、取下げ又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされておらず、いかなる優先権主張も伴わず、仮専用実施権者もなく、また、いったんした優先権の主張は取り下げないものとする。

- 1 **甲**が、特許出願**A**を基礎として優先権を主張し特許出願**B**をした後に、特許出願**B**の出願日から1年以内に特許出願**B**のみを基礎として優先権を主張し第3の特許出願をすることは不合法とはされておらず、第3の特許出願については、特許出願**B**において新たに追加された事項についてのみ優先権主張の効果が認められる。
- 2 特許出願**B**をする際に、特許出願**A**を基礎として優先権を主張した場合、特許出願**B**について特許が付与されたとき、特許出願**A**の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載された事項のみを含む請求項についての特許権の存続期間は、特許出願**A**の出願日から20年をもって終了する。
- 3 特許出願**B**をする際に、特許出願**A**を基礎として優先権を主張した場合、特許出願**A**の出願日から1年3月を経過した後において、その主張を取り下げることができないが、特許出願**B**を取り下げることができる。
- 4 特許出願**A**が国際特許出願であって、特許出願**B**をする際に、特許出願**A**を基礎として優先権を主張した場合、特許出願**A**は、国内処理基準時又は国際出願日から1年3月を経過した時のいずれか遅い時に取り下げたものとみなされる。
- 5 特許出願**A**が外国語書面出願であって、特許出願**B**をする際に、特許出願**A**を基礎として優先権を主張する場合、優先権主張の基礎となるのは、特許出願**A**の願書に添付した外国語書面に記載された発明であって、当該外国語書面の日本語による翻訳文に記載された発明ではない。

〔8〕意匠の審判に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがある意匠に係る意匠登録であることのみを理由とする意匠登録無効審判は、当該意匠登録に係る意匠について意匠登録を受ける権利を有する者に限り、これを請求することができる。
- 2 組物を構成する物品に係る意匠についての意匠登録が、組物全体として統一がない意匠についてされたことを理由として、意匠登録無効審判を請求することができる。
- 3 甲の意匠イに係る意匠登録出願Aの出願の日後にイに類似する乙の意匠ロに係る意匠登録出願Bがなされ、Aは公然知られた意匠の存在を理由に拒絶をすべき旨の査定が確定し、ロは意匠登録を受けた。この場合、甲は、ロがイに類似するものであることを理由として、意匠登録無効審判を請求することができる。
- 4 本意匠イとその関連意匠として意匠ロ及び意匠ハが意匠登録を受けていたとき、ハが、イには類似しないがロには類似していることを理由として、ハの意匠登録について意匠登録無効の審判を請求することができる。
- 5 拒絶査定不服審判を請求する者が、その責めに帰することができない理由により意匠法第46条第1項に規定する期間内にその請求をすることができなかつたときは、その期間の延長を特許庁長官に対し、請求することができる。

〔9〕特許出願の分割又は実用新案登録に基づく特許出願に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

ただし、特に文中に示した場合を除いて、特許出願は、外国語書面及び外国語要約書面を願書に添付した特許出願、特許法の規定により特許出願とみなされた国際出願、特許出願の分割に係る新たな特許出願、出願の変更に係る特許出願、又は実用新案登録に基づく特許出願ではなく、放棄、取下げ又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされておらず、いかなる優先権の主張も伴わないものとする。

- 1 拒絶査定不服審判において、審判請求人に対して当該拒絶査定不服審判に係る特許出願について拒絶理由通知がされた場合、当該拒絶理由通知において指定された期間内であれば、当該特許出願の分割をすることができる。
- 2 発明イ及び発明ロを包含する特許出願Aにおいて、発明イ及び発明ロが特許法第37条に規定する発明の単一性の要件を満たす一群の発明に該当する場合であっても、特許出願人は、特許出願Aを分割して、発明ロを包含する新たな特許出願Bをすることができる。
- 3 実用新案登録がその登録に係る実用新案登録出願Aの日より前になされた実用新案登録出願Bに基づく実用新案法第8条の規定による優先権主張を伴う場合、実用新案権者は、当該実用新案登録に基づいて特許出願をするときは、当該優先権主張に係る先の実用新案登録出願Bの日から3年を経過する前にしなければならない。
- 4 実用新案登録の願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面に発明イ及び発明ロが記載されている場合であっても、実用新案権者は、当該実用新案登録に基づいて発明イを包含する特許出願A及び発明ロを包含する特許出願Bの2つの特許出願をすることはできない。
- 5 実用新案登録に基づいてした特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項が、当該実用新案登録の願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内にある場合、当該特許出願は、特許法第29条第1項の規定（新規性の規定）の適用について、実用新案登録に係る実用新案登録出願の時にしたものとみなされる。

〔10〕 著作隣接権に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 聴衆が、自分で視聴するために、コンサートをビデオカメラで撮影することは、歌手の著作隣接権を侵害しない。
- 2 新譜CDの販売後6月を経過すると、レコード製作者の許諾なしに、レンタルショップがそのCDを公衆に貸与したとしても、そのレコード製作者は差止めを請求することができない。
- 3 市販されている音楽CDに収録されている曲をアレンジして演奏するには、レコード製作者の同意を得なければならない。
- 4 歌手は、その歌唱の録音されたCDが放送で使用される場合は、常に、その氏名の表示を請求することができる。
- 5 歌手は、その歌唱によって著名となった曲を、他の歌手がカバーする場合には、補償金の支払を請求することができる。

〔11〕商標登録出願又は防護標章登録出願に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (イ) 防護標章登録出願人は、その防護標章登録出願について査定又は審決が確定した後でも、その防護標章登録出願を商標登録出願に変更することができる場合がある。
- (ロ) 防護標章登録出願に係る標章がその出願の日前に出願された他人の商標登録に係る登録商標と同一であって、当該商標登録に係る指定商品と同一の商品を指定する場合でも、そのことを理由として、当該防護標章登録出願が拒絶されることはない。
- (ハ) 通常の商品登録出願（団体商標の商品登録出願及び地域団体商標の商品登録出願以外の商品登録出願）の出願人は、その出願についての査定又は審決が確定する前であっても、その出願を地域団体商標の商品登録出願に変更することができない。
- (ニ) 商標登録出願人は、その商標登録出願についての拒絶をすべき旨の審決に対する訴えが裁判所に係属している場合は、2以上の商品又は役務を指定商品又は指定役務とする商標登録出願の一部を1又は2以上の新たな商標登録出願にすることができない。
- (ホ) 団体商標の商品登録出願を地域団体商標の商品登録出願へ変更する場合には、商標登録出願人は、その新たな商標登録出願と同時に当該団体商標の商品登録出願を取り下げなければならない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔12〕 特許権侵害訴訟に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 当該特許が特許無効審判により無効にされるべきものであるとの攻撃又は防御の方法が、審理を不当に遅延させることを目的として提出されたものと認められるときは、裁判所は、当該攻撃又は防御の方法について却下の決定をしなければならない。
- (ロ) 被告は、当該特許権の存続期間の延長登録が延長登録無効審判により無効にされるべきものであるとの防御の方法を提出することはできない。
- (ハ) 裁判所は、当事者の申立てにより、当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類の提出を命ずることができ、ここでいう当事者には、原告である特許権者又は専用実施権者のみならず、被告である特許権を侵害した者も含まれる。
- (ニ) 特許権者は、自己の特許権を侵害するおそれがある者に対し、その侵害の予防を請求することができる。
- (ホ) 故意又は過失により特許権を侵害したことにより特許権者の業務上の信用を害した者に対しては、裁判所は、特許権者の請求により、その業務上の信用を回復するのに必要な措置を命じなければならない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔13〕 特許協力条約に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 国際事務局は、この条約の締約国ではないが工業所有権の保護に関するパリ条約の締約国であるいずれかの国の居住者及び国民に国際出願をすることを認めることを決定することができる。
- 2 要約は、明細書及び請求の範囲に含まれている開示の概要と図面に含まれている開示の概要を含む。
- 3 発明の単一性の要件を満たしていないと認める場合に、出願人に対し、支払を求める追加手数料について、その額を定めることができるのは管轄国際調査機関のみである。
- 4 特許協力条約第2条（定義）によれば、明示的に別段の定めがある場合を除くほか、「特許」というときは、特許、実用新案、発明者証、実用証、追加特許、追加実用新案、追加発明者証及び追加実用証をいうものとする。
- 5 出願人は、出願時から国際公開の技術的な準備が完了する前に限り、いつでも国際出願を取り下げることができる。

〔14〕 秘密意匠に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 秘密にすることを請求する期間について延長する場合には、出願人は、その意匠登録の第1年分の登録料の納付時に限り、その期間について延長することを申し出ることができる。
- (ロ) 出願公開された特許出願を意匠登録出願に変更した場合は、その意匠登録出願について秘密にすることを請求することができない。
- (ハ) 自動車会社が乗用自動車に係る意匠登録出願をするとき、当該意匠を秘密にすることを請求する場合は、出願手数料に加えて別途手数料を納付する必要がある。
- (ニ) 本意匠**イ**とそれに類似する関連意匠**ロ**を同日に意匠登録出願し、**イ**のみを秘密にすることを請求していた場合、その期間が経過するまで、**ロ**に係る意匠登録出願の願書に添付した図面の内容が意匠公報に掲載されることはない。
- (ホ) **甲**の意匠登録出願について、当該意匠が**乙**の秘密登録意匠**イ**に類似することを理由として、拒絶の理由が通知され、**甲**が、特許庁長官に**イ**について閲覧を請求した。この場合、特許庁長官は、**乙**にその請求があった旨を通知しなければならない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔15〕 特許法に規定する審判又は再審に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 特許無効審判の請求人が、事件について審判官に対し陳述をした後に、当該審判官が被請求人を補助するための参加人と婚約関係にあることを理由に当該審判官に対する忌避の申立てをした場合、これを認める決定がされることはない。
- (ロ) 何人も、延長登録無効審判の確定審決に対する再審を請求することができる。
- (ハ) ある特許について、特許権侵害訴訟が裁判所に係属しているとともに、特許無効審判が特許庁に係属している場合、特許権者が当該審判において当該特許に係る明細書、特許請求の範囲又は図面について訂正の請求をしたときは、審判長は、訂正の請求書及びこれに添付された訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面の副本を当該訴訟の被告に送達しなければならない。
- (ニ) 延長登録無効審判は、特許権が存続している期間に限り請求することができる。
- (ホ) 特許原簿に特許権を目的とする質権の設定が登録されている場合、当該特許について特許無効審判の請求があったときは、審判長は、その旨を当該質権者に通知しなければならない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

[16] 特許協力条約に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 国際出願の言語が日本語である場合、出願人から国際事務局にあてる書簡の言語は英語又はフランス語のみである。
- 2 国際出願についての国際調査を管轄する国際調査機関が2以上存在する場合、自己の選択する国際調査機関を願書に記載する。
- 3 図面には、不可欠な場合における「水」、「蒸気」、「開」、「閉」、「A Bの切断面」等の単語又は語句並びに電気回路、ブロックダイヤグラム及び工程図表の場合における理解のために不可欠な表示のための短い語句を除くほか、図面の理解を容易にする文言であっても、これを記載してはならない。
- 4 特許協力条約に基づく規則51の2.2（書類又は証拠を要求することができない場合）の規定に従うことを条件として、特許協力条約第27条（国内的要件）の規定に従い、指定官庁が適用する国内法令により出願人に提出を要求することができるものには、発明者の特定に関する書類に加えて、出願し及び特許を与えられる出願人の資格に関する書類も含まれる。
- 5 出願人は、国内的要件に関する申立てにおいて、優先日から16月の期間内に国際事務局に提出する書面によって、発明者の特定に関する申立てを願書に補充し又は追加することはできない。

〔17〕不正競争防止法上の商品等表示に関し、次のうち、最も不適切なものは、どれか。

- 1 食品メーカー**甲**社の漬け物の表示**A**が普通名称として用いられるようになった場合は、それ以前に**A**が**甲**社の漬け物を表示するものとして著名であったとしても、不正競争防止法第2条第1項第2号により保護されない。
- 2 化粧品メーカー**甲**社の商品表示**A**が著名であり、不正競争防止法第2条第1項第2号により保護される場合には、同法第2条第1項第1号の適用は排除される。
- 3 クリーニング店**甲**の営業表示**A**が、クリーニング店**乙**の営業圏内で周知でない場合には、たとえ**甲**の営業圏内で**A**が周知であるとしても、**甲**は**A**と類似する**乙**の営業表示**A'**の使用を差し止めることはできない。
- 4 レストラン**甲**の営業表示**A**が周知となる前から、**甲**と同一地域で食堂**乙**が類似表示**A'**を使用している場合において、**甲**は、**乙**による**A'**の使用に不正の目的があるときにしか、**乙**による**A'**の使用を差し止めることはできない。
- 5 食器メーカー**甲**社の商品表示**A**が著名である場合において、食品メーカー**乙**社がスポンサーでテレビ局**丙**社の製作するドラマの中に、**A**の付された**甲**社の販売するティーカップに**乙**社の販売する紅茶を注ぐ場面があったとしても、**甲**社は、**乙**社又は**丙**社に対して損害賠償の請求をすることはできない。

〔18〕商標法第4条第1項に規定される商標の不登録事由に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 都道府県や市町村等の地方公共団体、例えば**A**県を表示する標章であって著名なものと類似する商標であっても、**A**県の承諾があれば**A**県の県民は、商標登録を受けることができる。
- 2 他人の肖像又は他人の氏名が商標登録を受けることができないのは、人格権を保護するためであると解されているから、その他人は現存者のみを対象とし、又外国人を含む。
- 3 政府等以外の者が開設する博覧会であって特許庁長官が指定する博覧会の賞と同一又は類似の標章を有する商標（その賞を受けた者が商標の一部としてその標章の使用をするものを除く。）は、商標登録を受けることはできない。
- 4 商標権の存続期間が経過した場合、その商標権に係る商標及び指定商品と同一又は類似の関係にある他人の商標登録出願は、その満了日後直ちに商標登録を受けることができる。
- 5 商標法第4条第1項第16号にいう「商品の品質又は役務の質の誤認」とは、その品質又は質の劣悪には関係がないので、外国の国家名や地名を含む商標は、いかなる場合であっても商標登録出願に係る指定商品又は指定役務の品質又は質の誤認を生ずるおそれがあるものに該当することはない。

〔19〕 不正競争防止法に関し、次のうち、最も不適切なものは、どれか。

- 1 パリ条約同盟国の事業者の日本における輸入総代理店が、その事業者により当該同盟国において登録されている商標と同一の商標を、代理店契約終了後に日本で使用する行為は、不正競争とはならない。
- 2 政府が個人情報保護の目的で用いている技術的制限手段について、その回避を可能とする機能のみを有するプログラムの提供行為は、不正競争とならない。
- 3 著作権法上保護を受けられないデータベースは、資金又は労力を投下して作成されたものであっても、不正競争防止法第2条第1項第3号による保護を受けない。
- 4 コンピュータの表示画面上に表示されるアイコンは、不正競争防止法第2条第1項第3号の商品形態とはならない。
- 5 音楽の録音を技術的に制限するためにCDに施されている信号について、これを検知しない装置を販売する行為は、不正競争とならない。

[20] 特許権又は実施権に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 特許権者**甲**が特許権について**乙**に対して専用実施権を設定し、その登録がされている場合、**甲**は、**乙**の承諾なしに、その設定行為で定めた範囲内において、当該特許権について通常実施権を第三者に対して許諾することはできない。
- 2 特許権者**甲**が特許権の一部の範囲について**乙**に対して専用実施権を設定し、その登録がされた後に、その設定登録前に**甲**が特許権の全部の範囲について**丙**に通常実施権を許諾していたことが判明した場合でも、**乙**は、**丙**の承諾を得ることなく、その設定行為で定めた範囲内でその特許発明を実施することができる。
- 3 特許権について専用実施権が設定されている場合、専用実施権者は、実施の事業とともにする場合又は相続その他の一般承継の場合を除き、特許権者の承諾を得なければ専用実施権を移転することができないが、特許権者は、専用実施権者の承諾を得なくとも、特許権を移転することができる。
- 4 特許法第79条に規定する通常実施権（先使用による通常実施権）は、特許出願に係る発明の内容を知らないで自らその発明をし、又は特許出願に係る発明の内容を知らないでその発明をした者から知得して、特許出願の際現に日本国内においてその発明の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者に対して、その実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において認められるものであり、特許出願の際に存在しなかった製造装置による実施行為について認められることはない。
- 5 特許法第35条第1項に規定する通常実施権（職務発明に係る特許権についての通常実施権）、及び特許法第79条に規定する通常実施権（先使用による通常実施権）については、通常実施権者は特許権者に対して対価を支払う必要がない。

〔21〕 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定に関し、次の(イ)～(ニ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

(イ) 加盟国は、司法当局が、侵害の重大さとの均衡を失しない限度で、侵害者に対し、侵害物品又は侵害サービスの生産又は流通に関与した第三者を特定する事項及び侵害物品又は侵害サービスの流通経路を権利者に通報するよう命ずる権限を有することを定めることができる。

(ロ) 司法当局は、物品が管轄内の流通経路へ流入することを防止すること（輸入物品が管轄内の流通経路へ流入することを通関後直ちに防止することを含む。）を目的として迅速かつ効果的な暫定措置をとることを命ずる権限を有する。

(ハ) 暫定措置が他方の当事者が意見を述べる機会を与えられないことなるとられた場合には、影響を受ける当事者は、最も遅い場合においても、当該暫定措置の実施後遅滞なく通知を受ける。

(ニ) 他の特許を侵害することなしには実施することができない特許の実施を可能にするために、いわゆる強制実施権が許諾されてはならない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

[22] 商標法におけるマドリッド協定の議定書に基づく特例に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 特許庁長官は、国際登録出願の願書及び必要な書面を国際事務局に送付する場合において、願書の記載事項とその基礎とした商標登録出願等又は商標登録等の記載事項が一致するときは、その旨及び国際登録出願の受理の日を願書に記載しなければならないものであり、また、国際事務局に送付した当該願書の写しを当該国際登録出願の出願人に送付する旨が、商標法上規定されている。
- 2 国際登録の名義人は、国際登録の存続期間の更新の申請を国際事務局に直接行うことができ、また、経済産業省令で定めるところにより、その申請を特許庁長官にすることができる。
- 3 国際登録の名義人又は譲受人は、経済産業省令で定めるところにより、国際登録において指定された商品若しくは役務ごと又は国際登録が効力を有する締約国ごとに国際登録の名義人の変更の記録の請求を特許庁長官にすることができるが、複数の者が新たな名義人となるためには、全ての者が国際登録出願をする資格を有することが必要である。
- 4 日本国を指定する領域指定は、事後指定による場合を除いて、議定書第3条（4）に規定する国際登録の日にされた商標登録出願とみなされ、その国際登録に係る国際登録簿における「国際登録において指定された商品又は役務及び当該商品又は役務の類」は、商標法第5条第1項の規定により提出した願書に記載された「指定商品又は指定役務並びに第6条第2項の政令で定める商品及び役務の区分」とみなされる。
- 5 国際登録が議定書第6条（4）に規定する、いわゆるセントラルアタックにより日本国を指定する国際登録が取り消された場合、その国際登録に係る商標権であったものについての商標法第68条の32第1項の規定による商標登録出願（国際登録の取消し後の商標登録出願）については、その商標登録出願に係る商標が公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるものであるときは、それを理由に拒絶される。

〔23〕 意匠登録出願の要件に関し、次の(イ)～(ニ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 意匠に係る物品の形状がその物品の有する機能に基づいて変化する場合において、その変化の前後にわたるその物品の形状について意匠登録を受けようとするときは、その旨及びその物品の当該機能の説明を願書に記載しなければならない。
- (ロ) 願書に添付する図面に当該意匠の色彩を付するときは、彩色を省略することができる場合がある。
- (ハ) 意匠登録出願においては、写真又は見本に限り、願書に添付する図面に代えて提出することができる。
- (ニ) 意匠に係る物品の記載又は願書に添付した図面によってはその意匠の属する分野における通常の知識を有する者がその意匠に係る物品の大きさを理解することができないためその意匠を認識することができないときは、その意匠に係る物品の大きさを願書に記載しなければならない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

〔24〕特許、実用新案に係る審決等に対する訴えに関し、次の(イ)～(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 甲は、実用新案権の通常実施権者であると主張して、当該実用新案登録についての実用新案登録無効審判に参加を申請したが、通常実施権者であると認められないとして参加を許さない旨の決定がされた場合、甲は、その決定に対し、東京高等裁判所に訴えを提起することができない。
- (ロ) 特許権の存続期間の延長登録無効審判の審決に対する訴えの提起があったときは、裁判所は、遅滞なく、その旨を当該審決をした審判官に通知しなければならない。
- (ハ) 実用新案登録無効審判の審決に対する訴えは、審決の謄本の送達があった日から30日を経過した後であっても、提起することができる場合がある。
- (ニ) 登録実用新案の実施が継続して3年以上日本国内において適当にされていないときに、その登録実用新案の実施をしようとする者が、当該登録実用新案に係る実用新案登録出願の日から4年経過後に、実用新案権者に対し、通常実施権の許諾について協議を求めた。この協議が成立しない場合、当該実施をしようとする者は、特許庁長官の裁定を請求することができ、通常実施権を設定すべき旨の裁定のうち、通常実施権を設定すべき範囲について不服があるときは、東京高等裁判所に訴えを提起することができる。
- (ホ) 特許権侵害訴訟において被告敗訴の終局判決が確定した。その後、当該特許を無効にすべき旨の審決に対する訴えの棄却判決が確定した場合、当該侵害訴訟の被告であった者は、当該終局判決に対する再審の訴えにおいて、当該審決が確定したことを主張することができる。

1 1つ

2 2つ

3 3つ

4 4つ

5 5つ

[25] 組物の意匠に関し、次の(イ)～(ニ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 組物全体として統一のある「一組の応接家具セット」の組物の意匠登録出願を意匠法第10条の2第1項の規定に基づき分割して、当該組物を構成する「テーブル」の意匠について、新たな意匠登録出願をすることができる。
- (ロ) 組物の意匠登録を受けようとする物品が、意匠法第8条に規定する経済産業省令で定める組物のいずれにも属さない場合には、願書の「意匠に係る物品」の欄にその組物と同程度の組物を記載することにより、その物品に係る意匠は、意匠登録を受けることができる場合がある。
- (ハ) 公然知られた意匠となった意匠**イ**に係る「安楽いす」を構成物品とする「一組の応接家具セット」について組物の意匠登録出願**A**をする場合、**イ**について意匠法第4条（意匠の新規性の喪失の例外）の規定の適用を受けなくとも、**A**は、**イ**が公然知られた意匠となったことを理由に、意匠法第3条第1項の規定により拒絶されることはない。
- (ニ) 「一組の応接家具セット」の意匠登録出願**A**及び、当該組物を構成する「テーブル」に係る意匠に類似する意匠についての意匠登録出願**B**が、同日に、他人によりなされた場合、**A**と**B**は、意匠法第9条第2項に規定する協議の対象となる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

[26] 商標法第2条に規定する商標及び標章の使用に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

(イ) 「色彩」は商標の構成要素ではあるが、文字、図形又は記号と異なり独立して構成要素となることはできない。

(ロ) 「商標」は、必ず視覚に訴えるものでなければならない。したがって、音声、におい、味は、商標法上の商標ではない。

(ハ) 標章のみを表示した店頭の看板であっても、その店舗の状況等からして特定の商品、役務を広告していることが明らかであると判断される場合には、商標の使用となることがある。

(ニ) クリーニング業者がクリーニング後の被服類を自己の標章が付されたビニール包装に入れて顧客に返却する行為は、商標の使用に該当する。

(ホ) レストランが料理を提供する際、飲食提供用の食器類に標章を付する行為は商標の使用となるが、標章を付したコーヒーサイフォンを客が飲食する店内カウンターの上に置く行為は、商標の使用とはならない。

1 1つ

2 2つ

3 3つ

4 4つ

5 5つ

[27] **甲**は、自己の販売する商品に表示**A**を付しており、**A**は日本国内において著名となっている。**乙**は、**甲**に無断で、自己の商品に**A**を付して販売した。この場合、不正競争防止法上の不正競争に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 **乙**が、**甲**の信用や名声を害する目的で、表示**A**を使用している場合に限り、**甲**は**乙**に対して、**乙**が侵害行為によって受けた利益の額を損害額としてその賠償を請求することができる。
- 2 **乙**の行為により、**甲**の営業上の信用が害されている場合でも、すでに**乙**が侵害行為を停止しているときには、**甲**は**乙**に対して、**甲**の信用を回復するための新聞紙上への謝罪広告の掲載を請求することはできない。
- 3 **乙**の行為により、表示**A**に関して出所の混同が生じていない場合でも、**甲**は**乙**に対して、**A**の使用について受けるべき金銭の額を超える額を損害額としてその賠償を請求することができる。
- 4 **丙**が、**甲**の許諾を得ているものと信じて、**乙**から表示**A**が付された商品を購入し、これを輸出する場合には、**甲**は**丙**に対して、輸出の差止めを請求することはできない。
- 5 **乙**が表示**A**に係る**甲**の信用や名声を害する目的を有していない限り、**乙**の行為に刑事罰が適用されることはない。

〔28〕 特許出願についての拒絶査定不服審判又は特許法第162条に規定する審査（以下「前置審査」という。）に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 特許庁長官は、拒絶査定不服審判の請求があった場合、その請求と同時にその請求に係る特許出願の願書に添付した図面について補正がされ、特許請求の範囲について補正がされていないときは、審査官にその請求を審査させる必要はない。
- 2 前置審査において、審査官が、特許をすべき旨の査定をするときは、拒絶をすべき旨の査定を取り消すとともに、審査の結果を特許庁長官に報告しなければならない。
- 3 前置審査に付されたか否かにかかわらず、拒絶査定不服審判において拒絶をすべき旨の査定を取り消すときは、さらに審査に付すべき旨の審決をすることができる。
- 4 特許権の存続期間の延長登録の出願に係る拒絶査定不服審判においても、前置審査に付される場合がある。
- 5 前置審査において、審査官は、拒絶査定不服審判の請求前にされた補正が、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内においてしたものでないことを発見したときは、当該補正の却下の決定をすることができる。

[29] 意匠法第3条（意匠登録の要件）に関し、次の(イ)～(ニ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

ただし、意匠登録出願は、いかなる優先権の主張も伴わないものとする。

(イ) 甲と乙は、一緒に開発したロボットを大学の学園祭において研究室で展示したが、研究室への来場者が1人もいなかった。その後、甲と乙が当該ロボットに係る意匠登録出願を行うとき、研究室に当該ロボットを展示したことを理由に、意匠法第3条第1項に規定する意匠登録の要件を満たさないとされることはない。

(ロ) 甲は、自ら創作した化粧品容器を複数の会社に守秘義務契約を締結したうえで、当該化粧品容器の試作品の製作を依頼した。その後、甲が当該化粧品容器に係る意匠登録出願を行うとき、複数の会社に当該化粧品容器の試作品の製作を依頼したことを理由に、意匠法第3条第1項に規定する意匠登録の要件を満たさないとされることはない。

(ハ) 意匠登録出願に係る意匠イが、出願前に当該意匠の属する分野における通常の知識を有する者が我が国において公然知られた形状に基づいて容易に意匠の創作をすることができたものであり、かつ、イが出願前に外国において公然知られた意匠に類似するものであるとき、イに係る出願は、意匠法第3条第1項に規定する意匠登録の要件を満たさないとされることはない。

(ニ) 甲がオートバイの意匠イを、乙がイに類似する意匠ロをそれぞれ独自に創作し、甲がイを新聞に掲載した後に、乙がロを雑誌に掲載した。その後、甲がイに係る意匠登録出願を行うとき、イについて意匠法第4条（意匠の新規性の喪失の例外）の規定の適用を受けることにより、イに係る出願は、意匠法第3条第1項に規定する意匠登録の要件を満たさないとされることはない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

[30] 特許無効審判に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 甲と乙が共同でした発明イについて、乙が、甲から特許を受ける権利を譲り受けることなく、単独で、特許出願をして特許を受け、さらにその特許権に基づき丙を相手方として特許権侵害訴訟を提起している場合、丙は、その特許が甲と乙の共同でされていない特許出願に対してされたものであることを理由として特許無効審判を請求することができる。ただし、甲及び乙は、発明イに係る自己の持分を保有したままであることとする。
- 2 甲が、願書に添付した特許請求の範囲の訂正をすることについて訂正審判を請求し、その訂正をすべき旨の審決が確定した。その後、乙が、その訂正は願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内においてしたものではないことを理由として特許無効審判を請求したところ、その理由により、特許を無効にすべき旨の審決が確定した。この場合、その特許権は訂正をすべき旨の審決が確定した時から存在しなかったものとみなされる。
- 3 特許無効審判が請求され、請求が成り立たない旨の審決がされ、審決に対する訴えが提起されないまま確定した。その後、当該審判に参加を申請して拒否された者が、同一の事実及び同一の証拠に基づいてその審判を請求した場合、同一の事実及び同一の証拠であることを理由に、当該請求が却下されることはない。
- 4 審決の予告がされた場合、当該特許無効審判における請求の理由の要旨を変更する補正をすることはできない。
- 5 2以上の請求項に係る特許のうち、ある請求項について特許無効審判が請求され、当該請求項に係る特許請求の範囲の訂正が請求された。その後、当該審判の請求が取り下げられた場合であっても、この訂正の請求については、審理が続行され、特許法第126条第7項に規定する要件（いわゆる独立特許要件）も審理の対象とされる。

[31] パリ条約のストックホルム改正条約（以下、「パリ条約」という。）に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 いずれかの同盟国の領域内に住所又は現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所を有するものであっても、いずれかの国の国籍を有する国民でなければ、パリ条約上は同盟国の国民とみなされない。
- 2 パリ条約の同盟国の国民は、その同盟国の国民に課される条件及び手続に従う限り、他の全ての同盟国において、内国民と同一の保護を受け、かつ、自己の権利の侵害に対し内国民と同一の法律上の救済を与えられる。
- 3 パリ条約の同盟国の国民が各同盟国において出願した特許は、いずれかの同盟国において特許が取得されることを条件に、他の国（同盟国であるか否かを問わない。）において同一の発明について取得した特許から独立したものとする。
- 4 パリ条約の同盟国は、本来の工業及び商業のみならず、農業及び採取産業の分野並びに製造した又は天然の全ての産品についても、工業所有権によって保護をする義務を負う。
- 5 特許の対象である物の販売又は特許の対象である方法によって生産される物の販売が国内法令上の制限を受ける場合であっても、パリ条約上は、そのことを理由としては、特許を拒絶し又は無効とすることができない。

[32] 商標権の効力等に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 商標登録出願人は、商標登録出願をした後に当該出願に係る内容を記載した書面を提示して警告したときは、その警告後商標権の設定の登録前に当該出願に係る指定商品又は指定役務について当該出願に係る商標の使用をした者に対し、当該使用により生じた業務上の損失に相当する額の金銭の支払を請求することができるが、当該請求権が消滅する時効の起算日は、当該出願に係る商標の使用をした者及び商標登録出願人に業務上の損失を与えた事実の存在を知った時である。
- 2 商標権者は、当該商標権について専用使用权の設定等の他人の権利による制限がない限り、指定商品又は指定役務について登録商標の使用をする権利を専有するとともに、商標権のうちの類似範囲の商標についても使用をする権利が商標法上認められている。
- 3 いわゆるハウスマークに代表されるような識別力のある商標に識別力のない文字等を結合させた商標について、その商標中の当該識別力のない文字等の部分には商標権の効力は及ばない。
- 4 商標権の効力は、当該指定商品又は指定役務について慣用されている商標に類似する商標には及ばない。
- 5 商標権の効力は、商品又は商品の包装の形状であって、その商品又は商品の包装の機能を確保するために不可欠な立体的形状をその構成の一部に含む商標には及ばない。

〔33〕特許に係る審決に対する訴えに関し、次の(イ)～(ホ)のうち、拒絶査定不服審判と特許無効審判のいずれにも当てはまるものは、いくつあるか。

- (イ) 審決に対する訴えの提起があったときは、裁判所は、遅滞なく、特許庁長官に訴状の副本を送付しなければならない。
- (ロ) 特許庁長官は、審決に対する訴えにおいて、特許法の適用に関する重要な事項については、裁判所の許可がない場合であっても、裁判所に対し、意見を述べることができる。
- (ハ) 審判請求が成り立たない旨の審決に対する訴えについて訴訟手続が完結したときは、裁判所は、遅滞なく、特許庁長官にその旨を通知しなければならない。
- (ニ) 審判の確定審決に対する再審の審決に対する訴えの被告は、特許庁長官である。
- (ホ) 審判官は、審決の取消しの判決が確定したときは、さらに審理を行い、審決をしなければならない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

[34] 特許権又は特許法に規定する実施権に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 通常実施権を目的として質権を設定した場合、その質権の実行による通常実施権の移転には、特許権者の承諾が必要である。
- 2 専用実施権を目的として質権を設定した場合、その質権者が当該特許発明の実施をするためには、契約で別段の定をしなければならない。
- 3 特許権の消滅に関し、登録が効力発生の要件として特許法に規定されているのは放棄による消滅のみである。
- 4 通常実施権者は、質権者があるときは、その承諾を得た場合に限り、その通常実施権を放棄することができる。
- 5 通常実施権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を目的として質権を設定することができない。

[35] 商標登録出願の手續に関し、次のうち、正しいものは、どれか。
ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 商標登録出願に係る商標が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると特許庁長官が認めるものである場合であっても、商標登録出願人の氏名又は住所については商標公報に掲載することにより公開される。
- 2 願書に記載した商標登録を受けようとする商標が青色の文字のみからなる商標である場合、その文字の色彩を黒色に変更する補正は、その文字が同一である限り、要旨を変更するものとして却下されることはない。
- 3 商標登録出願に係る指定商品又は指定役務について、第35類の「被服の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」を指定した場合に、これを第25類の「被服」に変更する補正は、要旨を変更するものとして却下されることはない。
- 4 遠隔又は交通不便の地にある者以外の者が商標権の設定の登録料を納付すべき期間の延長を特許庁長官に請求した場合であっても、その期間が延長されることはない。
- 5 2以上の商品及び役務の区分を指定した商標登録出願については、登録すべき旨の査定がされた後、商標権の設定の登録料を納付する前であれば、その出願に係る区分の数を減ずる補正をすることができる。

[36] 著作者人格権に関し、次のうち、最も不適切なものは、どれか。

- 1 放送局の従業員であるディレクターは、その放送局のテレビ番組を演出した場合、勤務規則の定めに従って、その番組の著作者人格権を取得することがある。
- 2 ある思想を賛美する内容の小説を執筆した小説家は、その小説の著作権を既に第三者に譲渡していた場合には、当該思想を否定する考えに変わったとしても、著作権の消滅を求めることはできない。
- 3 学術論文を痛烈に批判したからといって、著作者の名誉又は声望を害する方法による著作物の利用になるわけではない。
- 4 小説を小学校の教科書に掲載する際に、難解な漢字をひらがな表記に変更する行為は、学校教育の目的上やむを得ないとしても、作家の心情を害する結果となる以上、同一性保持権の侵害となる。
- 5 著作物の改変に関する著作者の同意は、必ずしも明示的なものである必要はない。

[37] 特許を受ける権利等に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 特許出願人は、その特許出願について仮通常実施権を有する者があるときは、その者の承諾を得なければ、その特許出願を放棄することができない。
- 2 特許法第34条の3第1項の規定による仮通常実施権に係る特許法第41条第1項の先の出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載された発明に基づいて特許法第41条第1項の規定による優先権の主張があったときは、当該仮通常実施権を有する者に対し、当該優先権の主張を伴う特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、当該仮通常実施権の設定行為で定めた範囲内において、仮通常実施権が許諾されたものと常にみなされる。
- 3 従業者等がした発明が、その性質上使用者等の業務範囲に属する発明であっても、その発明をするに至った行為がその使用者等における従業者等の過去の職務に属する発明については、あらかじめ使用者等に特許を受ける権利又は特許権を承継させることを定めた契約、勤務規則その他の定めのある条項は、無効である。
- 4 仮専用実施権について仮通常実施権が許諾されている場合には、仮専用実施権者は、仮通常実施権者の承諾を得なければ、相続その他の一般承継の場合を除き、仮専用実施権を移転することができない。
- 5 特許法第34条の3第1項の規定による仮通常実施権に係る特許出願について特許権の設定の登録があったときは、仮通常実施権を許諾した者と特許権者とが異なる場合であっても、仮通常実施権を有する者に対し、その特許権について、仮通常実施権の設定行為で定めた範囲内において、通常実施権が許諾されたものとみなされる。

[38] 商標法におけるマドリッド協定の議定書に基づく特例に関し、国際商標登録出願および国際登録に基づく商標権について、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 国際商標登録出願について、その出願人は出願の分割をすることができないが、国際登録に基づく商標権についての設定の登録がされた場合、当該商標権者は、その商標権について、指定商品又は指定役務が2以上あれば、指定商品又は指定役務ごとに分割することができる。
- 2 国際商標登録出願は、その基礎とした国際登録が一部について消滅したときであっても、その指定商品又は指定役務の全部について取り下げられたものとみなされる。一方、国際登録に基づく商標権は、その基礎とした国際登録が一部について消滅したときは、その消滅した範囲で指定商品又は指定役務の一部について消滅したものとみなされる。
- 3 国際登録に基づく商標権の存続期間は、国際登録の日（その商標権の設定の登録前に国際登録の存続期間の更新がされているときは、直近の更新の日）から10年をもって終了する。ただし、その国際登録に係る商標権が事後指定に係る国際商標登録出願である場合には、当該商標権の存続期間は、事後指定の日から10年をもって終了する。
- 4 国際登録に基づく団体商標に係る商標権については、商標法第7条第3項に規定する書面（譲受人が団体商標の商標登録を受けることのできる法人であることを証明する書面）を提出する場合を除き、その移転をすることができない。
- 5 国際商標登録出願について、商標法第68条の30第1項第2号に掲げる登録料に相当する額の個別手数料（議定書第8条(7)(a)）が所定の期間内に納付されなかった結果、その基礎とした国際登録が取り消された場合は、特許庁長官により、その出願は却下される。

[39] 特許協力条約に基づく国際出願に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 国際予備審査の請求について支払わなければならない手数料として、国際事務局のための取扱手数料と国際予備審査機関のための予備審査手数料がある。出願人は、これらの手数料を国際事務局に支払わなければならない。
- 2 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律に基づき、日本国特許庁へ国際出願をする場合に、日本語以外の言語で願書、明細書、請求の範囲、必要な図面及び要約書が作成されているときは、出願時に日本語の翻訳文を添付しなければならない。
- 3 国際予備審査が請求され、国際調査機関として行動する国内官庁又は政府間機関が国際予備審査機関としても行動する場合には、所定の条件の下で国際調査と同時に国際予備審査を行うことができる。この場合、当該国内官庁又は政府間機関は、国際調査機関としての書面による見解を作成しないことがある。
- 4 国際予備審査報告には、国際調査報告で引用された文献が全て列記される。また、国際予備審査に当たっては、国際調査報告が作成されていない発明に関する請求の範囲についても、国際予備審査の対象としなければならない。
- 5 出願人が、国際予備審査機関から国際予備審査の請求書の欠陥の補充が命じられたにもかかわらず、所定の期間内に欠陥の補充をしなかったときは、その国際予備審査請求はなかったものとみなされ、その旨は国際事務局から出願人に通知される。

[40] 著作物又は著作者に関し、次のうち、最も不適切なものは、どれか。

- 1 「白鳥の湖」の振付けは、著作物として保護されない。
- 2 研究者**甲**が、教科書を執筆する過程で、同じ研究室に所属する研究者**乙**から、その教科書の原稿の誤りを指摘され修正しても、その教科書は、**甲**及び**乙**の共同著作物とはならない。
- 3 著作権侵害訴訟において、著作物であることは、原告が立証しなければならない。
- 4 資金を提供してプログラムの創作を依頼しただけでは、そのプログラムの著作者とはならない。
- 5 銅像の台座部分に自己の署名を施した者は、その銅像の著作者であると推定される。

[41] 実用新案法の規定に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 特許出願人は、その特許出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があった日から3月を経過した後は、いかなる場合であってもその特許出願を実用新案登録出願に変更することはできない。ただし、特許出願は、実用新案登録に基づく特許出願又は実用新案登録に基づく特許出願の分割出願ではないものとする。
- (ロ) 登録実用新案に係る物品を業としての譲渡、貸渡し又は輸出のために所持する行為は、当該実用新案権を侵害するものとみなされる。
- (ハ) 実用新案登録を受けようとする者は、その者がした先の出願について実用新案権の設定の登録がされている場合には、当該先の出願の日から1年以内に実用新案登録出願をするときであっても、当該先の出願に基づく優先権を主張することができない。
- (ニ) 実用新案登録出願人は、自己の実用新案登録出願について、特許庁長官に実用新案技術評価の請求をした後においては、当該実用新案登録出願を取り下げることができない。
- (ホ) 実用新案登録についての実用新案技術評価の請求は、実用新案権の消滅後においてもすることができるが、その実用新案登録が実用新案登録無効審判により無効にされた後、又はその実用新案登録に基づいて特許法第46条の2第1項の規定による特許出願がされた後は、することができない。

1 1つ

2 2つ

3 3つ

4 4つ

5 5つ

〔42〕 意匠権侵害に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 登録意匠について意匠を秘密にすることを請求した期間内に、第三者が当該登録意匠に類似する意匠を実施した場合、意匠権侵害に係る損害賠償請求において、当該意匠権の侵害の行為について過失があったものと認められることはない。
- 2 意匠権の侵害に係る訴訟における当事者等が、その侵害の有無についての判断の基礎となる事項であって当事者等の保有する営業秘密に該当するものについて、当事者等として尋問を受ける場合において、裁判所は、決定により、当該事項の尋問を公開しないで行うことができる。
- 3 意匠権者**甲**の意匠権を**乙**が侵害し、**甲**が**乙**に対して侵害の差止め及び侵害により**甲**が受けた損害の賠償を請求した場合、**甲**の**乙**に対する差止請求が認められれば、損害賠償請求は常に認められる。ただし、**甲**の意匠権は、秘密意匠に係る意匠権ではないものとする。
- 4 意匠権者**甲**が**乙**に対して提起した意匠権の侵害に係る訴訟において、**乙**は、意匠登録無効審判を請求しなくても、当該意匠が意匠登録無効審判により無効とされるべきものとして、防御の方法を提出することができる。
- 5 意匠権者は、自己の意匠権を侵害する者に対し、その侵害の停止又は予防の請求をしなくとも、侵害の行為を組成した物の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。

〔43〕 甲社が販売している飲料水の製造方法 A は、公然と知られておらず、甲社により秘密に管理されている。甲社の製造部門の従業員である乙は、業務の過程で甲社からその製造方法を開示されていた。不正競争防止法上の不正競争に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 丙は、乙を騙して、製造方法 A が記された書類を入手した。丁が、そのことを知って、丙から A を聞き出した場合、丁が A を使用したり開示したりしなくとも、丁の行為は不正競争となる。
- 2 丙は、乙を騙して、製造方法 A が記された書類を入手した。A が甲社によって開発されたものでなかった場合には、丙の行為は不正競争とはならない。
- 3 乙は、同種の飲料水を製造している丙社に対して、甲社の製造方法 A が記された書類を買い取るよう持ちかけた。丙社が、乙が買取りを持ちかけたことをマスコミに公表する行為は、不正競争となる。
- 4 乙が、製造方法 A が記された書類を、過失により、一定時間、会社の机の上に放置していたため、甲社に打ち合わせに来ていた丙社の従業員がその書類を見てしまった。この場合、乙の行為は不正競争となる。
- 5 甲社は、製造方法 A により製造された飲料水が健康に害を与えることを認識したものの、その事実を秘匿していた。乙が飲料水メーカー丙社に対して、金銭を受領した上で、この健康被害の情報を開示した場合には、乙の行為は不正競争となる。

[44] マドリッド協定の議定書に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 出願人は、標章の識別性のある特徴として色彩を主張する場合には、色彩を主張する旨を国際出願の願書に記載し、かつ、主張する色彩又はその組合せを国際出願に際して明示的に特定しなければならない。
- 2 いずれかの締約国の官庁による国内登録の対象である標章が国際登録の対象でもあり、かつ、その名義人が国際登録の名義人と同一である場合に、当該国際登録が、当該国内登録に代替することができるものとみなされるための条件の1つは、国内登録において指定された全ての商品及びサービスが当該締約国に係る国際登録においても指定されていることである。
- 3 マドリッド協定の議定書の規定に従って行われた標章の国際登録又は領域指定の記録の日から、当該標章は、関係締約国において、標章登録を当該関係締約国の官庁に直接求めていたならば与えられたであろう保護と同一の保護を与えられる。
- 4 紋章、盾形、肖像、尊称、称号、商号、出願人以外の者の氏名又は名称その他これらに類する表示等特定の要素を使用して標章を構成することについての正当性に関する証拠書類であつて締約国の官庁が要求するものは、本国官庁による認証及び証明を除くほか、いかなる認証及び証明も免除される。
- 5 本国官庁は、国際出願又は国際登録の更新について、それぞれの出願人又は名義人に対し国際事務局の定める手数料の支払を求め、かつ、当該手数料を自己の収入として徴収することができる。

[45] 特許権に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 特許権が共有に係るときは、各共有者は、相続その他の一般承継の場合を除き、必ず他の共有者の同意を得なければその持分を移転することはできない。
- (ロ) 特許権の効力は、試験又は研究のためにした特許発明の実施により生産された物を業として販売する行為には及ばない。
- (ハ) 特許がその発明について特許を受ける権利を有しない者の特許出願に対してされた場合、当該特許に係る発明について特許を受ける権利を有する者は、経済産業省令で定めるところにより、その特許権者に対し、当該特許権の移転を請求することができ、当該請求に基づく特許権の移転の登録があったときは、当該特許権に係る発明についての特許法第65条第1項の規定による補償金請求権は、初めから当該登録を受けた者に帰属していたものとみなされる。
- (ニ) 特許請求の範囲を「物質 **a** を有効成分として含有する医薬品」とする特許権の存続期間が延長された場合の当該特許権の効力は、その延長登録の理由となった特許法第67条第2項の政令で定める処分である薬事法の承認が〔有効成分として物質 **a**、効能・効果として消化促進〕を備えた医薬品についてされたものである場合には、〔有効成分として物質 **a**、効能・効果としてかゆみ止め〕を備えた医薬品を業として生産する行為には及ばない。
- (ホ) **甲**が特許発明**イ**に係る特許権**A**を有し、**甲**及び**乙**が特許発明**ロ**に係る特許権**B**を共有し、特許権**B**に係る特許出願が特許権**A**に係る特許出願の日前のものであり、特許発明**イ**が特許発明**ロ**を利用するものであるとき、**甲**は、契約で**乙**と別段の定をした場合を除き、業として特許発明**イ**の実施をすることができる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

[46] 特許無効審判に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 甲と乙の共有に係る特許権について、甲のみが、丙に対してその特許権に基づき特許権侵害訴訟を提起している場合、丙は、甲のみを被請求人として当該特許についての特許無効審判を請求することができる。
- 2 乙は、甲の特許について、刊行物 a を提出してその特許に係る発明は進歩性を有しないことを理由として特許無効審判を請求した。甲は訂正の請求をすることなく答弁書のみを提出したが、乙は、その後新たに刊行物 b を提出してその特許に係る発明は新規性を有しないとする理由を追加する補正をした。この場合、当該審判において、甲の特許は刊行物 b により無効にされることはない。
- 3 特許無効審判に、その特許権の通常実施権者が被請求人を補助するために参加している場合、その通常実施権者は、一切の審判手続をすることができる。
- 4 特許権者甲が、当該特許について特許無効審判を請求している請求人乙を被告として特許権侵害訴訟を提起した。乙が、その訴訟において新たに証拠を挙げて当該特許が新規性を有しないから無効にされるべきであると記載した書面を提出した場合、乙は、当該審判の審判長に対し、その書面の写しを提出しなければならない。
- 5 審判長は、不適法な特許無効審判の請求であって、その補正をすることができないものであっても、被請求人に答弁書を提出する機会を与えなければならない。

〔47〕 特許協力条約に基づく国際出願又は特許法に規定する国際特許出願に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 国際予備審査機関が、特許協力条約第34条（2）（b）の規定に基づく補正が出願時における国際特許出願の開示の範囲を超えてなされたものと認める場合には、国際予備審査報告は、補正がされていない部分も含めて作成されない。
- 2 英語でされた国際特許出願の出願人が所定の期間内に特許庁長官に提出する日本語による翻訳文のうち、請求の範囲の翻訳文については、特許協力条約第19条（1）（国際事務局に提出する請求の範囲の補正）の規定に基づく補正をしているときは、国際出願日における請求の範囲の翻訳文に代えて、当該補正後の請求の範囲の翻訳文を提出してもよい。
- 3 国際予備審査報告は、所定の翻訳文及び原語の附属書類とともに、国際事務局が各選択官庁に送達し、附属書類の所定の翻訳文は、出願人が作成し、所定の期間内に選択官庁に送付する。
- 4 管轄国際予備審査機関に対して国際予備審査請求を行った後、所定の期間内に国際事務局に全ての選択国の選択の取下げを届け出た場合には、国際予備審査の請求は取り下げられたものとみなされる。
- 5 日本語でされた国際特許出願の出願人は、特許法第184条の5第1項に規定する書面の提出と所定の手数料を納付した後でなければ、当該国際特許出願についての出願審査の請求をすることができない。

〔48〕意匠法第3条の2（意匠登録の要件）に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

ただし、意匠登録出願は、いかなる優先権の主張も伴わず、分割又は変更に係るものでも、補正後の新出願でも、冒認の出願でもないものとし、かつ名義人の変更もないものとする。

- 1 秘密意匠**イ**の一部と類似する同一人の意匠**ロ**が、**イ**の意匠権の設定の登録があったときに発行される意匠公報の発行日後であって、**イ**の秘密にすることを請求した期間の経過後に発行される意匠公報の発行日前に意匠登録出願された。この場合、**ロ**に係る意匠登録出願は、**イ**の存在を理由に意匠法第3条の2に該当するとして拒絶されることはない。
- 2 意匠法第9条第2項に規定する協議が成立せず拒絶すべき旨の査定が確定した他人の「自転車」に係る意匠登録出願の意匠**イ**の一部に類似する「自転車用ハンドル」の意匠**ロ**は、**イ**の出願の日後であって、**イ**の意匠公報の発行日前に出願された。この場合、**ロ**に係る出願は、**イ**の存在を理由に意匠法第3条の2に該当するとして拒絶される。
- 3 他人の「一組の飲食用ナイフ、フォーク及びスプーンセット」の登録意匠**イ**のうちの「飲食用スプーン」と同一の「飲食用スプーン」の意匠**ロ**は、**イ**の出願の日後であって、**イ**の意匠公報の発行日前に出願された。この場合、**ロ**に係る出願は、**イ**の存在を理由に意匠法第3条の2に該当するとして拒絶される。
- 4 「コーヒーわん及び受け皿」の登録意匠**イ**のうちの「コーヒーわん」と類似する同一人の「コーヒーわん」の意匠**ロ**は、**イ**の出願の日後であって、**イ**の意匠公報の発行日前に出願された。この場合、**ロ**に係る出願は、**イ**の存在を理由に意匠法第3条の2に該当するとして拒絶されることはない。
- 5 他人の意匠**イ**に係る意匠登録出願の出願の日後に、**イ**の一部に類似する部分意匠**ロ**が出願され、**イ**に係る出願が取り下げられた。この場合、**ロ**に係る出願は、**イ**の存在を理由に意匠法第3条の2に該当するとして拒絶されることはない。

〔49〕 訂正審判又は特許無効審判における訂正の請求に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 2以上の一群の請求項に係る特許について、ある一群の請求項に係る訂正**A**及び他の一群の請求項に係る訂正**B**をすることについての訂正審判が請求された場合において、訂正**A**を認め、訂正**B**を認めない旨の審決がされた。訂正**B**についての審決に対する訴えが提起されたとき、訂正**B**に係る審決が確定するまで、訂正**A**に係る審決は確定しない。
- 2 訂正審判の請求は、その訂正が、特許請求の範囲の減縮、誤記又は誤訳の訂正、明瞭でない記載の釈明を目的とするものに限られる。
- 3 訂正の請求は、審理の終結の通知がされる前であればいつでも、取り下げることができる。
- 4 2以上の一群の請求項に係る特許について、ある一群の請求項に係る訂正**A**及び他の一群の請求項に係る訂正**B**をすることについての訂正の請求をしたときは、訂正**A**をすることについての訂正の請求のみを取り下げることができない。
- 5 請求項1及び2に係る特許について、請求項1に係る特許無効審判**A**と、請求項2に係る特許無効審判**B**とが請求されている場合において、当該審判**A**の請求が成り立たない旨の審決が確定し、当該審判**B**の審決が未確定であるとき、特許権者は、請求項1に係る特許請求の範囲の訂正をすることについて訂正審判を請求することができる。

〔50〕著作権に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 詩の著作権者の許諾なく、その詩を朗読した映像を放送することは、口述権の侵害となる。
- 2 東京の本店と大阪の支店とをネットワークで結び、社外からのアクセスができないようにしているイントラネットに、著作権者の許諾なく論文を掲載し、多数の従業員が閲覧できるようにしても、公衆送信権の侵害とはならない。
- 3 映画のDVDを、著作権者の許諾なく公衆に貸与した場合には、貸与権の侵害となる。
- 4 画家は、無名の頃に画商に売却した絵が、当初の売却額より遥かに高い価格でオークションにより売却された場合には、追及権を行使できる。
- 5 著作権者の許諾なく、デパートで、BGMとして、CDの音楽を流すことは、演奏権の侵害となる。

[51] 特許法に規定する手続に関し、次の(イ)～(ハ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 特許庁長官は、特許法の規定により期日を指定したときは、請求により又は職権で、その期日を変更することができる。
- (ロ) **甲**及び**乙**が共同して特許出願を行い、その後、**甲**を代表者に定めて特許庁に届け出たときは、当該共同出願についての拒絶査定不服審判の請求は、代表者の**甲**が単独で行うことができる。
- (ハ) 後見監督人がある場合において法定代理人がその同意を得ないでした手続は、後見監督人が追認することができる。
- (ニ) 手続の補正をするには、誤訳訂正書を提出する場合を除き、必ず手続補正書を提出しなければならない。
- (ホ) 審査官は、特許法の規定により手続をすべき期間を指定したときは、請求により又は職権で、その期間を延長することができる。
- (ヘ) 日本国内に住所又は居所（法人にあつては、営業所）を有する者であつて手続をするものの委任による代理人は、特別の授権を得なければ、拒絶査定不服審判の請求をすることができない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ以上

[52] パリ条約のストックホルム改正条約（以下、「パリ条約」という。）における商標の保護に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 ある同盟国において、その国内法令が、商号についての登記が行われていることを条件として自国の国民の商号を保護することを定めている場合、他の同盟国の国民の商号の保護のために登記が行われていることを条件とすることができる。
- 2 ある同盟国において、その国内法令が商標の譲渡はその商標が属する企業又は営業の移転と同時に行われるときにのみ有効とされている場合、当該同盟国に存在する企業又は営業の構成部分が、譲渡された商標を付した商品を当該同盟国において製造し又は販売する排他的権利とともに、譲受人に移転されたときは、当該同盟国は、いかなる場合にも、その商標の譲渡を有効と認めなければならない。
- 3 ある同盟国 **X** において商標に係る権利を有する **甲** の承諾を得ないで、**甲** の代理人 **乙** が、他の同盟国 **Y** において、その商標について **乙** の名義による登録の出願をして登録を受けた場合、**甲** にその商標登録の無効請求又は使用を阻止する権利が認められるのは、同盟国 **Y** の国内法令で定めていないときでも、相当の期間に限られる。
- 4 同盟国は、同盟国の国の紋章及び紋章学上その模倣と認められるものの商標またはその構成部分としての登録を、拒絶し又は無効とすることができるが、パリ条約がその同盟国において効力を生ずる前に善意で取得した権利の所有者の利益を害する場合には、拒絶し又は無効とすることができない。
- 5 同盟国は、国の記章並びに監督用及び証明用の公の記号及び印章であって各国が絶対的に又は一定の限度まで保護の下に置くことを現に求めており又は将来求めることがあるものの一覧表並びにこの一覧表に加えられるその後の全ての変更を、国際事務局を通じて、相互に通知することに同意し、各同盟国は、通知された一覧表を適宜公衆の利用に供することとされているが、その通知は国の旗章に関しては義務的ではない。

[53] 著作権に関し、次のうち、最も不適切なものは、どれか。

- 1 著作権者は、DVD録画機の製造者に対して、私的録音録画補償金の支払を請求することはできない。
- 2 国立大学法人の附属図書館の館長は、インターネット資料を収集し保存するために、著作物を記録媒体に記録することができる。
- 3 情報公開請求の対象に著作物が含まれているとしても、著作権者は、行政機関に対して、開示のための複製物の作成の差止めを求めることができない。
- 4 絵の鑑定書の中に、鑑定対象を特定するためにその絵の写真を載せても、複製権の侵害とはならない。
- 5 東京都知事が都議会に提出するために、論文を複製しても、複製権の侵害とはならない。

[54] 商標権等に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。
ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (イ) 商標権のうちの禁止権については、禁止権の範囲が他の商標権の禁止権の範囲と相互に抵触する場合には、双方の権利の発生の時間的先後関係を問わず、抵触する部分は両方とも使用が禁止されることとなる。
- (ロ) 商標権のうちの禁止権について特許権と抵触する場合、特許権に係る出願日が後の場合、抵触する部分は商標権者及び特許権者の双方とも互いに使用できなくなるため、商標権者が抵触する部分を使用したいときは特許権者に実施許諾を求めることができ、また、商標権者は、特許権者の求めに応じて、抵触する部分について使用許諾をすることができる。
- (ハ) 商標権、専用使用权又は通常使用权を目的として質権を設定したときは、質権者は、契約で別段の定めをした場合を除き、当該指定商品又は指定役務について当該登録商標の使用をすることができないが、質権の設定は商標権全体について設定しなければならず、その一部についての設定は認められない。
- (ニ) 団体商標の商標権者は、その団体商標に係る団体構成員に対しては、当該商標権について専用使用权を設定することができない。
- (ホ) 商標権又は専用使用权の侵害とみなされる行為については、民事上の救済として差止請求権及び損害賠償請求権等の発生という法律効果が生ずるが、刑事上の救済としての刑罰の適用という法律効果は生じない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔55〕 意匠法に規定する先願（意匠法第9条）に関し、次の(イ)～(ニ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

ただし、特に本文中に示した場合を除き、意匠登録出願は、いかなる優先権の主張も伴わず、分割又は変更に係るものでも、補正後の意匠についての新出願でも、冒認の出願でもなく、放棄、取り下げ又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされてないものとする。

(イ) 甲は、意匠イに係る意匠登録出願Aの願書に添付された図面についてした補正が、要旨を変更するものとして却下されたため、補正後の意匠ロについて意匠法第17条の3の規定による新たな意匠登録出願Bをした。その後、乙がイにのみ類似する意匠ハに係る意匠登録出願Cをしても、Cは、Aの存在を理由として、意匠法第9条第1項の規定により拒絶される。

(ロ) 意匠イに係る意匠登録出願A及び、イに類似する意匠ロに係る意匠登録出願Bが、同日に、同一人によりされた場合、AとBは、意匠法第9条第2項に規定する協議の対象とはならない。

(ハ) 意匠イに係る甲の意匠登録出願A及び、イに類似する意匠ロに係る乙の意匠登録出願Bが同日に出願され、AとBは、意匠法第9条第2項に規定する協議の対象となったが、その協議が成立せず、拒絶をすべき旨の査定が確定した。その後、甲は、イの出願の日後であって、イの意匠公報の発行日前に、イにのみ類似する意匠ハに係る意匠登録出願Cをした。この場合、Cは、Aの存在を理由として意匠法第9条第1項の規定により拒絶される。

(ニ) 甲の意匠イと意匠ロを包含する意匠登録出願Aの出願の日後に、乙がロにのみ類似する意匠ハに係る意匠登録出願Bをした。その後、甲が意匠法第10条の2第1項の規定に基づきAを分割し、ロに係る新たな意匠登録出願Cをした場合、Cは、Bの存在を理由として意匠法第9条第1項の規定により拒絶される。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

[56] パリ条約のストックホルム改正条約（以下、「パリ条約」という。）における優先権に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、特に文中に示した事項を除き、パリ条約による優先権主張の要件は満たされているものとする。

- 1 パリ条約の同盟国 **X** において出願された実用新案登録出願 **A** の出願日から 8 月後に、日本国において、当該実用新案登録出願 **A** を基礎とするパリ条約に基づく優先権を主張する実用新案登録出願 **B** がされた。その後、実用新案登録出願 **B** が意匠登録出願 **C** に変更された場合、パリ条約の規定により、意匠登録出願 **C** について実用新案登録出願 **A** を基礎とする優先権が認められる。
- 2 審査により実用新案登録出願 **A** が複合的であることが明らかになった場合には、パリ条約の規定により、実用新案登録出願人 **甲** には、その出願 **A** を 2 以上の出願に分割することが認められる。
- 3 物質特許を認めない法制度を有するパリ条約の同盟国 **X** に出願された、物質に関する発明 **イ** とその物質の製造方法に関する発明 **ロ** とが明細書中に記載された特許出願 **A** を基礎として、物質特許を認める法制度を有するパリ条約の同盟国 **Y** に、発明 **イ** と発明 **ロ** とに係る特許出願 **B** がされた場合、パリ条約の規定により、出願 **B** について出願 **A** を基礎とする優先権が認められる。
- 4 パリ条約の同盟国 **X** に出願された最初の特許出願 **A** と同一の対象についてパリ条約の同盟国 **Y** においてされた後の特許出願 **B** は、出願 **A** が、公衆の閲覧に付されないうで、かつ、いかなる権利をも存続させないで、後の出願 **B** の出願の日までに取り下げられ、放棄され又は拒絶の処分を受けたこと、及びその先の出願 **A** がまだ優先権の主張の基礎とされていないことを条件として、パリ条約の規定により常に最初の出願とみなされる。
- 5 パリ条約の同盟国 **X** の国民である出願人 **甲** が同盟国 **X** に出願した発明 **イ** に係る特許出願 **A** を基礎として、パリ条約 4 条 A (1) に規定する期間の満了前に他の同盟国 **Y** に出願人 **甲** が出願した発明 **イ** に係る後の特許出願 **B** は、出願 **A** の出願日から出願 **B** の出願日の間に行われた出願人 **甲** による当該発明 **イ** の公表又は実施がある場合、パリ条約上、不利な取扱いを受けることがある。

〔57〕 特許出願についての拒絶査定不服審判又は特許法第162条に規定する審査（以下「前置審査」という。）に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 拒絶査定不服審判を請求する者が、その責めに帰することができない理由によりその査定の本送の送達があった日から3月以内に請求をすることができないときは、その期間の経過後6月以内でその理由がなくなった日から14日以内であれば、いかなる場合であっても、拒絶査定不服審判を請求することができる。
- (ロ) 前置審査において、審査官が審判請求書と同時に提出された手続補正書の一部が外国語をもって記載されていることを発見した場合、その審査官は手続の補正を命ずることができる。
- (ハ) 2以上の請求項に係る特許出願についての前置審査においては、拒絶査定不服審判の請求と同時に補正された請求項のみが審査の対象となる。
- (ニ) ある特許出願について、理由 **a** により拒絶理由通知を受け、理由 **a** により拒絶をすべき旨の査定がされた。その後、拒絶査定不服審判において、審査官は、理由 **a** と異なる理由 **b** により拒絶をすべきものと判断した。請求人が、これまで、理由 **a** についてのみ意見を述べ、理由 **b** については何ら意見を述べていなかった場合でも、請求人に意見書を提出する機会が与えられることなく、審判請求は成り立たない旨の審決がされることがある。
- (ホ) 拒絶査定不服審判に関する費用の負担は、審判が審決により終了するときはその審決をもって、審判が審決によらないで終了するときには審判による決定をもって、職権で、定めなければならない。

1 1つ

2 2つ

3 3つ

4 4つ

5 5つ

〔58〕 意匠法第7条（一意匠一出願）の規定に関し、次の(イ)～(ニ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 願書の「意匠に係る物品」の欄に、「オートバイ」と「オートバイおもちゃ」の2つの物品が記載され、願書に添付した図面に一つの形状が記載されている場合、当該意匠登録出願は、意匠法第7条に規定する要件を満たす。
- (ロ) 願書の「意匠に係る物品」の欄に、「オートバイ」と記載され、願書に添付した図面に互いに類似する2つの「オートバイ」の形状が記載された場合、当該意匠登録出願は、意匠法第7条に規定する要件を満たす。
- (ハ) 関連意匠として意匠登録を受けようとする場合、願書の「意匠に係る物品」の欄には、本意匠の意匠に係る物品の区分と同一の物品の区分を記載しなければならない。
- (ニ) 部分意匠の意匠登録出願において、意匠に係る物品が、意匠法第7条に規定する経済産業省令で定める物品の区分のいずれにも属さない場合には、その物品の区分と同程度の区分による物品の区分を願書の「意匠に係る物品」の欄に記載することにより、意匠登録を受けることができる場合がある。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

[59] 特許出願についての要件に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 発明者の意に反して特許法第29条第1項各号のいずれかに該当するに至った発明を発明者以外の者が特許出願した場合であっても、特許法第30条第1項の発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けることができる場合がある。
- 2 特許法第36条第4項第1号には、特許出願の願書に添付する明細書の発明の詳細な説明の記載は、経済産業省令で定めるところにより、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載したものでなければならないということが規定されている。
- 3 特許法第37条に規定する発明の単一性の要件を満たす一群の発明に該当する2つの発明は、同一の又は対応する特別な技術的特徴を常に有する。
- 4 外国語書面及び外国語要約書面を願書に添付した特許出願の出願人は、特許法第36条の2第2項に規定する期間内に外国語書面及び外国語要約書面の日本語による翻訳文を提出することができなかつたことについて正当な理由があるとき、その理由がなくなった日から2月以内であっても、当該翻訳文を特許庁長官に提出することができない場合がある。
- 5 発明イ及び発明ロの発明者が発明イを刊行物に発表した後に発明ロのみについてする特許出願において、発明イについて特許法第30条の発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとしても、発明イと発明ロが同一の発明ではないため、その適用を受けることができない。

[60] 商標の登録異議の申立てについて、次のうち、誤っているものは、どれか。
ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 登録異議申立人たる会社**甲**が合併により消滅したとき、当該登録異議申立人の地位は、合併後存続する会社**乙**に承継される場合はない。
- 2 **甲**及び**乙**が登録異議の申立てを共同でした場合において、その登録異議の申立てについての審理及び決定の手続は、当該登録異議申立人の一人である**甲**が法人の合併により消滅したときでも、そのことにより登録異議申立人全員について中断の効力を生ずることとはない。
- 3 指定役務を**a**、**b**、**c**とする商標登録**イ**に対し、**a**及び**b**について登録異議申立てがなされた。この場合、登録異議の申立てがされていない指定役務**c**については、審判官は、その審理をすることができない。
- 4 指定商品を**a**、**b**とする**甲**の商標登録**イ**のうち、**乙**が**a**について登録異議の申立てを行い、**丙**が**b**について登録異議の申立てを行った。これら2つの登録異議の申立ての審理が併合され、**a**について商標登録の取消しの理由の通知があった後は、**乙**は、当該商標権者**甲**の承諾を得たときでも、当該**乙**がした登録異議の申立てを取り下げることができない。
- 5 登録異議申立て事件において、審判官が、商標権者を補助するための参加人の代理人であったときでも、その職務の執行から除斥されることはない。